

## 香川県産業技術センター使用料、手数料減免事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、香川県使用料、手数料条例(昭和27年4月1日条例第2号。以下「条例」という。)

第1条ただし書きの規定による、条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料 (14) 香川県産業技術センター及び(15) 香川県産業技術センター発酵食品研究所の項に規定する使用料、及び第2表 手数料の部 375 香川県産業技術センター手数料及び376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料の項に規定する手数料の減免に関する事務処理に必要な事項を定めるものとする。

### (使用料、手数料減免の要件)

第2条 使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、減免額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 「四国4県の公設試験研究機関における機器・施設の相互利用に関する協定書」に締結の機関においては、協定書に規定の機器・施設の使用料を無料とすることができる。
- (2) 「香川県と国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携・協力に関する協定書」に基づく共同技術開発・研究協力等に係る施設・設備の相互利用について、産業技術総合研究所による機器・施設の使用料を無料とすることができる。

### (使用料、手数料減免の申請)

第3条 使用料及び手数料の減免を希望する者は、香川県産業技術センター管理運営要綱第2条第1項及び第2項の規定により施設の利用を申請する際、及び第5条第1項及び第2項の規定により依頼試験等を依頼する際に、使用料、手数料減免申請書(様式第1号)を香川県産業技術センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

### (減免申請の承認、不承認の決定)

第4条 所長は、前条の申請があったときは、その内容が第2条各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、承認又は不承認を決定するものとする。承認を決定したときは、使用料、手数料減免通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 不承認を決定したときは、使用料、手数料減免不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

### (電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第5条 第3条の規定による申請については、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われる申請については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の規定の例による。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

決 裁	所長						担当者	文書年月日	公印
								年 月 日	
(伺) 次のとおり申請があったので、承認・不承認と決定し、次案のとおり、 減免通知書・減免不承認通知書を交付してよろしいか。									

使用料、手数料減免申請書

年 月 日

香川県産業技術センター所長 殿

(申請者) 住 所  
 名 称  
 代表者名

香川県産業技術センターの使用料、手数料の減免を受けたいので、香川県産業技術センター使用料、  
 手数料減免事務取扱要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

使 用 料	利用施設名	利用年月日	利用時刻
		年 月 日	時 分 ~ 時 分
手 数 料	品 名 等	試験分析依頼事項	
		種 別	試験区分・項目
減免の理由		使用料、手数料減免事務取扱要綱第2条第 号該当	
※使用料、手数料合計		円	
※減 免 額		円	
※減免後の使用料、手数料		円	

※印欄には記入しないでください。

殿

香川県産業技術センター所長 (印)

使用料、手数料減免通知書

年 月 日付けで申請のあった使用料、手数料減免申請については、申請どおり使用料、手数料を減免しますので、香川県産業技術センター使用料、手数料減免事務取扱要綱第4条第1項の規定により通知します。

留意事項

- (1) 香川県産業技術センターを利用する際は、香川県産業技術センター管理運営要綱に従わなければならない。違反する場合は、使用料等減免決定を取り消すことがある。
- (2) 本通知は、当分の間、申請者において保管するものとする。

殿

香川県産業技術センター所長 (印)

使用料、手数料減免不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった使用料、手数料減免申請については、下記の理由により承認しませんので、香川県産業技術センター使用料、手数料減免事務取扱要綱第4条第2項の規定により通知します。

については、先に提出のあった申請には所定の使用料、手数料が必要となりますので、香川県使用料、手数料条例に定める額の証紙を貼付の上、再度提出してください。

記

不承認とした理由：